播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事

公募型プロポーザル実施要領書

２０２５年（令和７年）４月

播磨町上下水道課

目　次

第１章　実施要領書の位置付け 1
第２章　本事業の概要 2
２．１　事業の目的 2
２．２　事業名称 2
２．３　事業箇所 2
２．４　事業期間 2
２．５　提案上限額 2
２．６　支払い条件 2
２．７　事業方式 3
２．８　受注者選定方式 3
２．９　対象路線 3
２．１０　業務範囲 4
第３章　参加資格要件 5
３．１　事業スキーム 5
３．２　プロポーザル参加者の参加資格要件 6
第４章　プロポーザル応募の手続等 9
４．１　募集等のスケジュール 9
４．２　問い合わせ先・各種書類の提出先 10
４．３　実施要領等の公告日・方法等 10
４．４　エントリーの構成 10
４．５　質問の受付及び回答 10
４．６　参加資格要件の確認 11
４．７　第一次審査（書類審査） 11
４．８　第二次審査（提案者ヒアリング・プレゼンテーション） 12
第５章　プロポーザル応募時の提出書類 14
第６章　審査方法 15
６．１　審査委員会 15
６．２　審査方法・評価基準 15
第７章　本町と受注者の責任分担 18
７．１　基本的な考え方 18
７．２　予想されるリスクと責任分担 18
第８章　契約の締結 20
８．１　契約手続き 20

８．２　契約の枠組み 20
８．３　契約保証金 20
第９章　対価の支払い 21
９．１　費用の構成 21
９．２　工事費の変更 21
第１０章　失格条項 23
１０．１　失格条件 23
第１１章　その他 24

【別添資料】

別添資料１　要求水準書
別添資料２　提出書類作成要領及び様式集
別添資料３　基本協定書（案）
別添資料４　設計業務委託契約書（案）
別添資料５　工事請負契約書（案）

【参考資料】

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事　基本設計成果品（抜粋）

用語集

1. 「プロポ―ザル参加希望者」：代表企業、構成企業、協力企業に関わらず、本事業の公募型プロポーザルへの参加を検討する各企業を指す。
2. 「プロポーザル参加者」：本事業の公募型プロポーザルにおいて、参加表明及び参加資格に関する提出書類を提出し、参加資格審査通過後に提案書類の提出し、さらに第一次審査（書類審査）通過後に第二次審査（提案者プレゼンテーション）を実施する企業を指す。なお、共同企業体（乙型 JV）又は共同企業体（甲乙併用型 JV）として応募する場合は、参加表明の時点で組成しておく必要がある。
3. 「優先交渉権者」：プロポーザル参加者のうち、播磨町が契約の相手方として最も企画内容が優れていると評価した企業を指す。
4. 「受注者」：本事業における契約（基本協定、設計業務委託、試掘工事請負契約、布設替工事請負契約）の相手方を指す。
5. 「代表企業」：共同企業体として応募する場合、構成企業等を代表して応募に係る手続きを行う企業を指す。なお、代表企業は施工企業のうちいずれかが担うこと。単独企業として応募する場合は、その企業を代表企業と解す。
6. 「設計企業」：表２に示す事業対象範囲のうち、設計業務（共通含む）を担当する企業を指す。
7. 「施工企業」：表２に示す事業対象範囲のうち、統括管理及び試掘工事・布設替工事（共通含む）において、付帯工事等を除き工事目的物（管路）の整備に直接関連する（管材料の製造、手配、管布設・継手工等）企業を指す。
8. 「構成企業」：共同企業体を構成する企業を指す。
9. 「協力企業」：単独企業又は共同企業体より施工企業として下請契約を予定している場合の企業を指す。なお、協力企業は町内企業に限られる。
10. 「町内企業」：構成企業、協力企業に関わらず、施工企業のうち播磨町内に本店を置く企業を指す。
11. 「公共設計金額」：本町が別途契約する工事監理業務の受注者（上記 4. とは異なる）が、本事業における設計業務、試掘工事及び布設替工事において、公的な基準書等に基づいて作成した設計書の金額を指す。

第１章　実施要領書の位置付け

播磨町（以下、「本町」という。）では、「播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事」（以下、「本事業」という。）を設計・施工一括発注方式であるＤＢ（Design Build）方式（以下、「管路ＤＢ方式」という。）により実施する予定としている。

この公募型プロポーザル実施要領書（以下、「本書」という。）は、本事業の公募型プロポーザルを実施するうえで必要となる事項を定めるものであり、プロポーザル参加希望者を対象に配布する。プロポーザル参加希望者は、本書に記載のあるプロポーザル条件を遵守しプロポーザル手続きを進めるよう留意すること。

なお、以下の文書は本書と一体のものである。

（１）　要求水準書
（２）　提出書類作成要領及び様式集
（３）　基本協定書（案）
（４）　設計業務委託契約書（案）
（５）　工事請負契約書（案）

第２章　本事業の概要

２．１　事業の目的

本事業は、本町の西野添・北野添地区における基幹管路等を短期間で更新し耐震化を図ることを目的とする。また、町内企業が大口径管路の布設実績およびノウハウを蓄積するとともに、構成企業若しくは協力業者としての受注機会を創出することで地元経済の活性化を期待して実施するものである。

２．２　事業名称

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事

２．３　事業箇所

播磨町西野添４丁目 14 から北野添２丁目 2-10 地先（参考資料参照）

２．４　事業期間

契約締結日の翌日から 2028 年（令和 10 年）３月 31 日まで

２．５　提案上限額

本事業の提案上限価格は、４７９，４１２，０００円（税抜）とする。

なお、詳細については第８章及び第９章に示すが、優先交渉権者決定後、本町と受注者は直ちに基本協定を締結し、業務の進捗に合わせ、(1)設計業務、(2)試掘工事、(3)布設替工事の区分により個別に契約を締結するものとする。

また、別添資料２「提出書類作成要領及び様式集」のとおり、提案時には区分に応じて提案価格及び請負率を提示すること。

※）提案上限額は、設計業務、試掘工事、布設替工事に要する費用の概算額を合計して提示しているものであり、この金額を保証するものではない。なお、各種契約（設計業務、試掘工事及び布設替工事）については、各々の公共設計金額に提案した請負率を乗じた額で契約を締結する。

２．６　支払い条件

各年度の支払限度額は、下記に示す各年度額の範囲内とし、具体的には各契約書に基づくものとする。設計業務及び試掘工事については、各々完成年度に一括して支払うものとし、布設替工事については、受注者からの請求に応じて、契約初年度に契約金額の 40%以内を前払金として支払うものとするほか、１契約につき部分払いを１回のみ応じる。その場合、支払う金額は出来高部分に相当する請負代金相当額の 10 分の９以内の額とする。

なお、本事業の財源の一部は国庫補助金を予定している。

【各年度額】

令和７年度　　１８，１３２，０００円（税抜）
令和８年度　４５４，５４５，０００円（税抜）
令和９年度　　６，７３５，０００円（税抜）
（合　計）　４７９，４１２，０００円（税抜）

※1）上記各年度額について、未執行額が生じた場合は継続年度が終了するまで順次繰り越する。
※2）上記各年度額は、当該事業の目的を鑑み、事業者からの技術提案書に基づき、本町が特に実施の必要があると認めた場合に限り、追加・変更する場合がある。

２．７　事業方式

設計・施工一括発注方式（ＤＢ方式）

２．８　受注者選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、プロポーザル参加者の創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたプロポーザル参加者を優先交渉権者として特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

２．９　対象路線

本事業の対象路線の概要は表１に示すとおりとする。（詳細については参考資料のとおり）

表１．対象路線の概要

区　分	工　法	管種	口径（mm）	延長（m）
撤去 （新設）	開削	DCIP(GX・HIVP)	φ75	13.5 (53.0)
		DCIP(GX)	φ100	435.0 (460.4)
		DCIP(GX)	φ150	141.0 (150.8)
		DCIP(GX)	φ200	200.0 (275.9)
		DCIP(GX)	φ250	11.0 (0.0)
		DCIP(GX)	φ300	0.0 (2.4)
		DCIP(GX)	φ350	682.1 (651.1)
		DCIP(GX)	φ400	222.0 (216.0)
施工総延長				1,704.6 (1,809.6)
給水付替				約 85 戸

※ 数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事において詳細を確定する。

２．１０　業務範囲

受注者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び施工等であり、その概要は表２のとおりである。また、対象路線の詳細はプロポ―ザル参加希望者に貸与する資料を参照すること。

表２．受注者が行う業務範囲の概要

区　分		業　務	備　考
統括管理※1)		統括管理業務	設計から建設に至る本事業全体のマネジメント
共通※2)		現地調査	設計施工に必要な部分の現地調査
		埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
		測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
		関係機関協議及び申請等	設計施工に必要な関係機関との協議及び各種申請等に必要な書類作成、提出
		住民説明	設計施工に必要な地域住民への周知
	設計業務	実施設計業務※3)	本事業に必要な設計図書（図面、数量計算書、積算資料等）の作成（変更設計、国庫補助申請補助等含む）
	試掘工事	試掘業務	設計施工に必要な範囲の試掘調査
	布設替工事	工事業務	表１に示す対象施設の工事及び工事現場管理
		設計図書及び工程の変更	施工中に想定していない事象（埋設物、地元調整等）が発生した場合における変更対応
		出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成（完成時含む）

※1）履行期間を通じて統括管理者を設置し、設計から建設に至る本事業のマネジメントを実施すること。但し、基本協定締結後、本町と受注者で締結する契約は、表中の設計業務、試掘工事及び布設替工事の区分のみであり、統括管理に特化した契約は締結しない。（詳細については第８章及び第９章を参照）

※2）設計業務、試掘工事、布設替工事に共通する業務であり、各々で必要な業務を実施すること。（各々で全ての業務実施を規定するものでは無い）

※3）公共設計金額を算出するための積算業務は、本町が別途契約する工事監理業務に含めるため、実施設計（変更設計含む）の結果については、上記業務の受注者に送付した上で、その内容について受注者と調整すること。また、本事業の財源の一部は国庫補助金を予定している。本事業が補助対象として採択された場合、関係機関への申請や実績報告に必要な資料作成等を含む。

第３章　　参加資格要件

本事業の事業スキーム及びプロポーザル参加者の参加資格要件は次のとおりとする。

３．１　　事業スキーム

本事業のスキームは下記のうちいずれかとし、町内企業については、構成企業又は協力企業としての参加を必須とする。また、付帯工（土工、舗装工事、交通管理工、給水付替工等）の施工体制については、応募者の裁量とし、可能な限り地元企業を活用するように配慮する。

（単独企業として受注）

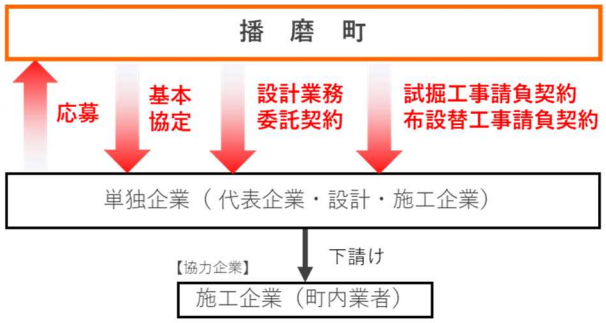

（共同企業体（乙型 JV）として受注）

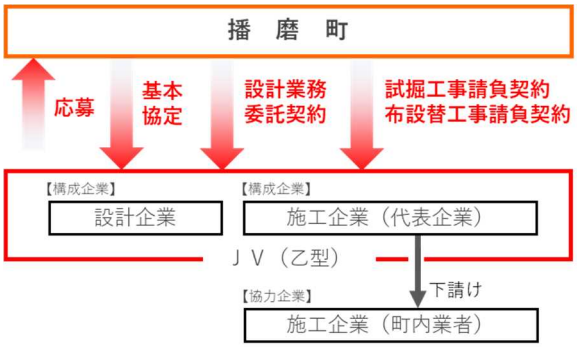

（共同企業体（甲乙併用型 JV）として受注）

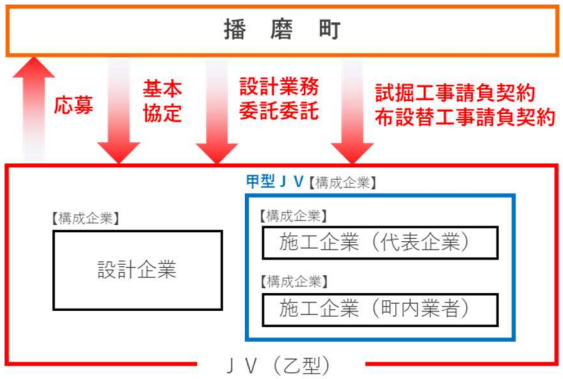

３．２　プロポーザル参加者の参加資格要件

（１）共通事項

・プロポーザル参加者は全ての企業が本町入札参加資格者名簿に登録されていること。
・共同企業体（乙型 JV）として提案する場合、構成企業は２者以内とする。
・共同企業体（甲乙併用型 JV）として提案する場合、共同企業体（乙型 JV）の考え方は上記の通りとするが、施工企業としての共同企業体（甲型 JV）は１の企業と見なす。また、施工企業としての共同企業体（甲型 JV）について、構成企業数に制限は設けないが、最低出資比率については 20%以上とし、町内企業については 10%以上とする。
・地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当する者でないこと。
・本事業に係るプロポーザル参加資格審査締切日から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。
・本事業に係るプロポーザル参加資格審査締切日から基本協定締結日までの間において、播磨町指名停止基準（平成２１年告示第７号）による指名停止の措置を受けていないこと。
・本町入札参加資格者登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
・直近 3 年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
・会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
・本町の暴力団排除条例（平成２４年播磨町条例１３号）第２条１号に規定する暴力団、同条２号に規定する暴力団員又は同条３号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
・国土交通省大臣認可水道事業者及び都道府県知事認可水道事業者の発注物件において、水道管路施設の管路ＤＢ方式（φ300㎜以上）の完工実績が代表企業にあること。

（２）代表企業

・代表企業は、統括責任者を配置する。
・統括責任者は、監理技術者と兼務できるものとする。ただし、監理技術者が建設業法上の専門技術者と兼務する場合は、統括責任者と監理技術者の兼任は認めない。
・統括責任者は、下記ａからｂの内いずれか一つの要件かつ、ｃ及びｄの要件を満たす者とし、工事の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

ａ）技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)）
ｂ）１級土木施工管理技士
ｃ）参加表明提出時点において施工企業と３ヶ月以上常時雇用関係がある者
ｄ）水道管路施設の管路ＤＢ方式においてφ300㎜以上の経験を有する者

（３）設計企業

・設計企業は、建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第２条の規定に基づく登録（登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る）を受けているものであること。
・配置技術者（管理技術者及び照査技術者）は、下記ａ又はｂのいずれか一つの要件かつ、ｃ及びｄの要件を満たす者とし、工事の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
ａ）技術士（上下水道部門又は総合技術監理部門(上水道及び工業用水道)）
ｂ）ＲＣＣＭ（上水道及び工業用水部門）
ｃ）管理技術者と照査技術者の兼務は認めない
ｄ）参加表明提出時点において設計企業と３ヶ月以上常時雇用関係がある者

（４）施工企業

・施工企業（町内企業を除く）は、本町建設工事入札参加資格者名簿（以下、「有資格業者名簿」という）に登録されており、建設業法に規定する総合評定通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（Ｐ点）が水道施設、又は土木一式について 900 点以上であること。さらに建設業法の規定により特定建設業の許可を受けていること。
・施工企業として共同企業体（甲型 JV）を組成する場合、代表者には監理技術者を、それ以外の構成員にはそれぞれ主任技術者を設置すること。
・施工企業（町内企業）は、有資格業者名簿に登録されていること。
・監理技術者は、統括責任者はと兼務できるものとする。ただし、監理技術者が建設業法上の専門技術者と兼務する場合は、統括責任者と監理技術者の兼任は認めない。
・監理技術者は、下記の要件を満たす者とし、工事の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
ａ）１級土木施工管理技士
ｂ）監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有するものであること。
ｃ）参加表明提出時点において施工企業と３ヶ月以上常時雇用関係がある者
・主任技術者は、下記の要件を満たす者とし、工事の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変

更を認めない。

ａ） １級又は２級土木施工管理技士

ｂ）参加表明提出時点において施工企業と３ヶ月以上常時雇用関係がある者

・専任すべき技術者は、建設業法第 26 条第 3 項による技術者を配置できること。なお、参加表明提出時点において施工企業と３ヶ月以上直接的な雇用関係にあること。

・上記に掲げる者のほか、本事業を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。

・その他、施工業務における本要領に記載のない配置技術者については、建設業法第２６条第１項・第２項による。

・現場代理人は常駐しなければならない。

・現場代理人は、施工計画書に明示するとともに(社)日本水道協会の配水管技能者登録証（一般・耐震継手）を有する者、又は（社）日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管φ450 以下）を受講した者を従事させることとし、資格者証の写しを上記に併せて提出すること。

第４章　　プロポーザル応募の手続等

４．１　　募集等のスケジュール

プロポーザル公告から基本協定締結に至るまでのスケジュール及び手順は、表３及び図１のとおりである。（※以下に示す全てのスケジュールは予定であり変更する場合ある。）

表３．　募集等のスケジュール

内　　容	日　　程
1. プロポーザル公告、公募型プロポーザル実施要領書等の公表	2025 年（令和７年） ４月 11 日（金）
2. 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付	５月 30 日（金）まで
3. 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答の公表	６月 13 日（金）
4. プロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格に関する提出書類締切日	６月 20 日（金）まで
5. プロポーザル参加資格審査結果の通知	６月 27 日（金）
6. 提案書類の受付	８月８日（金）まで
7. 第一次審査（書類審査）	８月 12 日（火）
8. 第二次審査（提案者プレゼンテーション）	８月 21 日（木）
9. 優先交渉権者決定日	８月下旬
10. 基本協定締結・契約締結	９月上旬

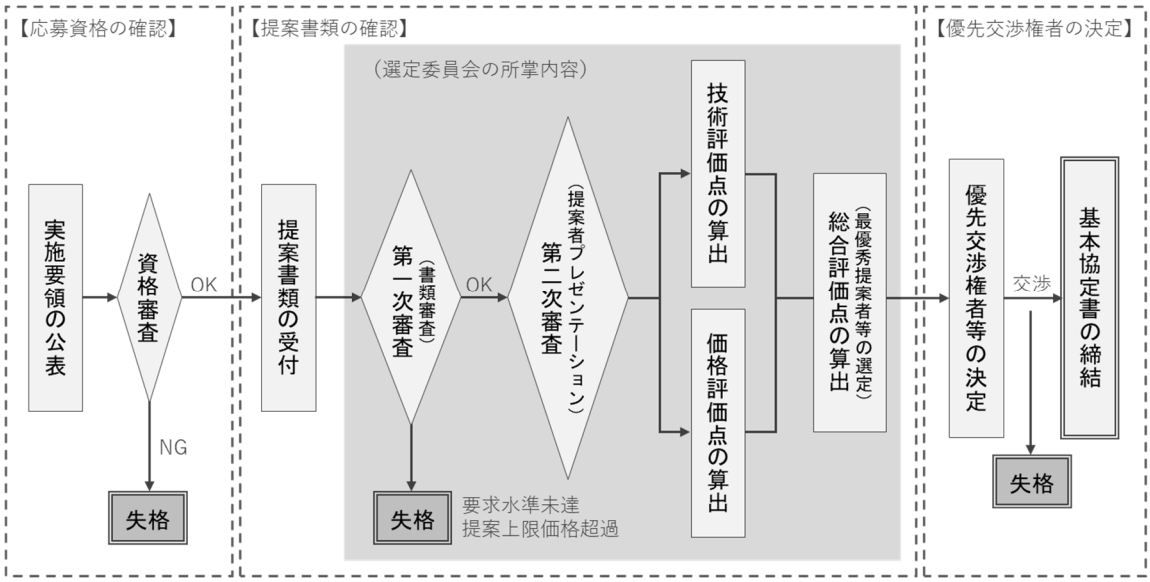

図１．　受注者の選定手順

４．２　問い合わせ先・各種書類の提出先

手続きについての本町の担当窓口を以下のとおり定める。

提出書類等については期日までに定められた提出方法に従い、下記まで提出すること。

播磨町役場上下水道部上下水道課　担当：村田
〒675-0148　兵庫県加古郡播磨町東本荘１丁目５番 30 号
TEL 079-435-0404（直通）　FAX 079-437-4192
電子メール suidou@town.harima.lg.jp

４．３　実施要領等の公告日・方法等

（１）公告日

令和７年４月 11 日（金）から

（２）配布方法

本町公式ホームページからダウンロードすること。

（３）配布資料

公募型プロポーザル実施要領書

４．４　エントリーの構成

本事業へのエントリーに関する構成は表４のとおりとする。

表４．エントリーの構成

表３の内容	エントリーの構成
1～3 の期間	プロポーザル参加希望者単位
4～10 の期間	単独企業又は共同企業体（乙型）単位

４．５　質問の受付及び回答

（１）質問の提出方法

公募型プロポーザル実施要領書に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出方法：別添資料２「提出書類作成要領及び様式集」の「公募型プロポーザル実施要領書に関する質問書（様式１－１）」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「公募型プロポーザル実施要領書に対する質問」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

（２）公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答の公表

公募型プロポーザル実施要領書に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するが、個別に回答は行わないものとする。なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

４．６　参加資格要件の確認

（１）資料の提出方法

プロポーザル参加表明及びプロポーザル参加資格審査を希望するプロポーザル参加者は、本事業に関するプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に必要な書類を提出すること。（手続きについては代表企業が行う）

また、提出書類の作成については、別添資料２「提出書類作成要領及び様式集」に従い、「参加資格審査（プロポーザル参加資格審査）に関する提出書類」を作成し、事前に提出日時を連絡した上で担当窓口へ提出すること。なお、封筒の表に「参加資格審査書類在中」と記載して持参することとし、郵送は認めない。

プロポーザル参加資格審査の結果は、すべてのプロポーザル参加者に、書面により通知する。

（２）プロポーザルの辞退

「参加資格審査（プロポーザル参加資格審査）に関する提出書類」を送付したプロポーザル参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、別添資料２「提出書類作成要領及び様式集」の「プロポーザル辞退書（様式２－４）」を持参又は郵送（配達証明付）で提出すること。（手続きについては代表企業が行う）

４．７　第一次審査（書類審査）

（１）技術提案書の受付

プロポーザル参加資格審査通過者に対し、公募型プロポーザル実施要領書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した技術提案書及び見積書の提出を求める。

なお、技術提案書の提出書類の作成については、任意様式とし、下記内容について番号を付し順に作成し、事前に提出日時を連絡した上で担当窓口へ提出すること。また封筒の表に「技術提案書在中」と記載して持参することとし、郵送は認めない。

① 業務実施方針に係る提案
② 品質管理計画に係る提案
③ 周辺環境計画に係る提案
④ 工程管理計画に係る提案
⑤ 安全管理計画に係る提案
⑥ 独自提案

４．８　第二次審査（提案者ヒアリング・プレゼンテーション）

（１）実施内容

技術提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、提出された提案書の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。ヒアリングは特別な理由なく応じられない場合は、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。時間・場所については、別途本町が指定する。

① 出 席 者　５名以内とし本事業者における配置予定技術者を参加させること。
② 所要時間　60 分以内とする(準備５分、説明３０分、質疑応答２０分、片付け５分)
③ 準備機材　スクリーン・プロジェクターは会場側で用意するためその他必要なパソコン等必要な機材は提案者が用意すること。
④ 方　　法　プレゼンテーションは提案書類及びパワーポイント等のスライドにより行うこと。提案書類に記載のない事項の説明、追加資料の配布は認めない。
⑤ そ の 他　プレゼンテーションは非公開とし、内容は本町で録音する場合がある。

（２）提出書類の取扱い、著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取り扱いは、次に示すとおりとする。

① 著作権

プロポーザル参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認めるときは、本町は提案書の全部または一部を無償使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

② 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。

（３）本町からの提示資料の取扱い

本町が提供する資料は、当該公募型プロポーザルに際しての検討以外の目的で使用することはできない。

（４）重複参加の禁止

１の企業は別のプロポーザル参加者の構成になることはできない。

（５）使用言語及び単位、時刻

プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年５月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

第５章　プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル参加資格審査及びその通過者がその後の第一次審査（書類審査）のために必要な提出書類は、表５・６のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

表５．参加資格審査に必要な提出書類

様式番号	提出書類	提出部数			サイズ	ファイル形式	枚数※)
		正	副	計			
2-1	プロポーザル参加表明書及び誓約書	1	0	1	A4	MS-Word	1枚/質問
2-2	プロポーザル参加者の構成	1	0	1	A4	MS-Word	2枚
2-3	プロポーザル参加資格に関する提出書類（表紙）	1	0	1	A4	MS-Word	1枚
2-3-1	代表企業の参加資格要件に関する書類	1	0	1	A4	MS-Word	2枚
2-3-2	設計企業の参加資格要件に関する書類	1	0	1	A4	MS-Word	2枚
2-3-3	施工企業の参加資格要件に関する書類	1	0	1	A4	MS-Word	2枚
2-3-4	管路 DB 実績調書	1	0	1	A4	MS-Word	1枚
2-4	プロポーザル辞退書	1	0	1	A4	MS-Word	1枚

※）様式上の枚数を示すものであり、添付資料は枚数に含まない。

表６．第一次審査（書類審査）に必要な提出書類

様式番号	提出書類	提出部数			サイズ	ファイル形式	枚数
		正	副	計			
3-1	技術提案書	1	10	11	A4	MS-Word	1枚
任意	業務実施方針に係る提案書	1	10	11	A4	MS-Word	計20枚程度
任意	品質管理計画に係る提案書	1	10	11	A4	MS-Word	
任意	周辺環境計画に係る提案書	1	10	11	A4	MS-Word	
任意	工程管理計画に係る提案書	1	10	11	A4	MS-Word	
任意	安全管理計画に係る提案書	1	10	11	A4	MS-Word	
任意	町内企業の活用及び育成計画に係る提案書	1	10	11	A4	MS-Word	
任意	追加提案書	1	10	11	A4	MS-Word	
4-1	請負率見積書	1	0	1	A4	MS-Word	1枚
4-2	提案価格及び内訳	1	0	1	A4	MS-Word	1枚

第６章　審査方法

６．１　審査委員会

（１）優先交渉権者等の選定方法

優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補者（以下「優先交渉権者等」という。）の選定方法は、各プロポーザル参加者からの本事業の実施に係る対価（以下「見積価格」という。）のほか、技術提案書の提案内容等について総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

なお、プロポーザル参加者が１者の場合であっても、技術評価点（満点：80 点）が 60%以上と評価される場合については、公募型プロポーザルは成立するものとする。

（２）審査委員会の設置

本町は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、本町職員により構成される「播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置している。

６．２　審査方法・評価基準

（１）審査の内容及び優先交渉権者の決定

提出された提案書類等について審査委員会において第一次審査（書類審査）と第二次審査（提案者プレゼンテーション）を行い、総合評価点数が最も高いプロポーザル参加者を最優秀提案者として、次点のプロポーザル参加者を優秀提案者として選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高いプロポーザル参加者を最優秀提案者として選定する。

本町は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。なお、本事業に対するプロポーザル参加者の応募が１の場合は、優先交渉権者のみを決定する。

本町が優先交渉権者を決定した場合は、全てのプロポーザル参加者に対して通知するとともに、その結果をホームページにおいて公表する。

（２）審査事項

審査項目は、表７のとおりとする。

表７．　評価基準

区分	項目	配点		テーマ	評価の視点※)
技術評価(1)	資格・実績	30	5	代表企業(施工企業)	受注者における各企業が、過去の同種工事の設計・施工実績、工事成績評定、優良工事認定、表彰等の実績を踏まえ、本事業の業務遂行について、より適しているか。
			5	設計企業	
			5	統括責任者	本事業に設置する各配置予定技術者が、過去の業務経歴、同種工事の従事実績、表彰、研究実績、資格等を踏まえ、本事業の業務遂行について、より適しているか。
			5	管理技術者	
			5	照査技術者	
			5	監理技術者（及び主任技術者）	
	技術提案	50	10	業務実施方針	本業務の目的の重要事項を的確にとらえ、各企業の役割分担、実施体制、配置人員、本町との連絡体制が十分で、設計・施工一体型方式の利点を活かし、確実に業務を遂行するための提案はされているか。
			5	業務遂行計画	統括責任者の位置づけ役割を的確に理解し、事業全体において、本町及び本町が別途契約する工事監理業務の受注者との連絡体制が的確かつ効率的なものとなっているか。 受注者が行うセルフモニタリングの内容について、項目を体系化し、頻度や時期等に分けて整理するなど、本町が効率的に確認しやすいような工夫がされているか。
			5	地元対策計画	地元住民や周辺環境に配慮した取組みとして、沿道住民や店舗等への工事周知や苦情等が発生した場合の対応策等が具体的に提案されているか。
			5	工程管理計画	工程を短縮または遅延させないための工夫や遅延リスク要因と対応策について、的確性、実現性を考慮した提案となっているか。
			5	安全管理計画	交通量の多い県道区域やJR土山駅、踏切等が含まれていることから、安全管理に係る技術的所見について的確性、実現性を考慮した提案となっているか。
			10	町内企業の活用及び育成計画	本事業の施工体制について、積極的に地元企業を活用する提案となっているか。また、施工企業（町内企業）が大口径管路の布設実績およびノウハウが蓄積できるよう、育成にも配慮された提案となっているか。
			10	追加提案	工事監理業務の受注者及びモニタリング実施者（本町）との円滑な情報共有等を見据え、積極的に新技術を活用する提案があるか。今後の水運用や維持管理を考慮し、品質向上のための提案があるか。
小計		80			
価格評価(2)		20		価格の優位性	価格の優位性を評価
総合評価(1)+(2)		100			

※）評価の視点とは、本町が提案書を評価するにあたり、特に評価すべき視点を記載しているものであり、視点以外の提案を妨げるものでは無い。

（３）得点化方法

① 技術評価点

技術評価点は、評価項目ごとに表８に示す５段階の評価を行い、得点化する。技術評価は選定委員が個別に行い、評価項目ごとに得点化した点数を平均して算出する。なお、技術評価点は小数第二位までを求めることとし、Ｅ評価が１項目でもあれば失格となる。

表８．技術評価点の評価基準

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れた提案内容である	配点×1.00
B	優れた提案内容である	配点×0.80
C	平均的な提案内容である	配点×0.60
D	要求水準は達成しているが、満足できない提案内容である	配点×0.40
E	要求未達	失格

② 価格評価点

価格評価点は、次の方法により得点化する。

価格評価点 ＝ 20 点 ×（最低提案価格 ÷ 応募者の提案価格）

なお、価格評価点は小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位までを求める。

③ 総合評価点

各提案書について、技術評価点及び価格評価点を合計し、総合評価点（100 点満点）を算出する。

第７章　本町と受注者の責任分担

７．１　基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で高いサービスの供給ができるというものである。この考え方により、設計及び施工に関するリスクは、原則として受注者が負担する。ただし、受注者が負うことが適当でない部分については、本町がリスクを負う。

７．２　予想されるリスクと責任分担

本事業で予想されるリスクについて、本町と受注者との分担を表９に示すとおりであり、プロポーザル参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

表９．リスク分担

リスクの種類		リスクの内容	リスクの負担者	
			本町	受注者
契約リスク	契約リスク	(1) 本町の事由による契約の未締結	○	
		(2) 受注者の事由による契約の未締結		○
制度関連リスク	法令変更リスク	(3) 法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に直接影響を及ぼすもの）	○	
		(4) 本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	消費税変更リスク	(5) 設計及び建設業務に係る消費税の変更によるもの	○	
	税制変更リスク	(6) 法人の利益に係る税制度の変更によるもの（法人税率等）		○
		(7) 本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
社会リスク	第三者賠償リスク	(8) 本町の提示条件、指図、行為を直接の原因とする事業期間中の事故によるもの	○	
		(9) 上記以外によるもの		○
	住民対応リスク	(10)本事業の実施そのものに関する地元合意形成	○	
		(11)受注者が行う業務（調査・工事）に関する地元合意形成		○
	環境リスク	(12)本町が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		(13)受注者が行う業務に起因する環境の悪化		○
経済リスク	安全確保リスク	(14)設計・建設における安全性の確保		○
	保険リスク	(15)設計及び建設段階のリスクをカバーする保険		○
	金利変動リスク	(16)本事業に係る、金利変動に係る費用増減リスク		○
	物価変動リスク	(17)本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定範囲内）		○
		(18)本事業に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定範囲を超えた部分）	○	
その他リスク	安全確保リスク	(19)設計・建設における安全性の確保		○
	債務不履行リスク	(20)本町の事由による（本町の債務不履行、埋蔵文化財の発見等）工事の中止・延期	○	
		(21)本町の事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
		(22)受注者の事由による（業務破綻、業務放棄等）工事の中止・延期		○
	不可効力リスク	(23)本事業に係る、戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	
調査設計段階	測量・調査リスク	(24)本町が実施した測量・調査に関するもの	○	

リスク		(25)受注者が実施した測量・調査に関するもの		○
	設計リスク	(26)受注者の事由（提案の不備、受注者の事由による履行の遅れ、設計不備等）による設計等の完了・設計費の増大）		○
工事段階リスク	用地リスク	(27)資材置き場、仮設道路等の確保に関すること		○
		(28)土壌汚染、地下埋設物（既存資料で把握及び想定不可能なもの）に対するもの	○	
		(29)地下埋設物（既存資料で把握及び想定可能なもの）に関するもの		○
	工事遅延リスク	(30)本町の事由及び予見は困難な事象による工事の遅延・未完工工事費の増大	○	
		(31)受注者の事由による工事の遅延・未完工工事費の増大		○
	工事費増大リスク	(32)受注者の事由による工事費の増大		○
	要求性能リスク	(33)要求水準不適合（施工不良を含む）		○
	工事監理リスク	(34)工事の監理に関するもの（制水弁操作を含む）	○	
	引渡前損害リスク	(35)本施設の引渡し前に、本施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○

第８章　契約の締結

８．１　契約手続き

（１）契約の条件

優先交渉権者と本町は、提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意し、契約の締結に関する基本協定締結を行う。なお、共同企業体として受注を提案した場合は、基本協定の締結までに組成する必要がある。

基本協定書に基づき、履行期間を通じて統括管理者を設置し、設計から建設に至る本事業のマネジメントを実施すること。

（２）契約の解除

優先交渉権者が第 10 章「失格条項」に該当した場合は、本町は次点交渉権者に決定したプロポーザル参加者と契約交渉を行う。

８．２　契約の枠組み

（１）契約及び設計、工事の流れ

本町と受注者は、基本協定締結後、公共設計金額に提案時に示した請負率を乗じた額で設計業務委託契約を締結する。設計業務は、設計成果品を作成し、当該設計の引渡しを行う。設計業務（測量を含む）に関する条件変更又は数量変更等があれば、変更契約を行う。

また、本町と受注者は、設計業務の完成後又は途中に、請負率を踏まえた公共設計金額に基づき、試掘工事及び工事請負契約を締結する（表 10 参照）。

（２）出来高検査

本町は、各会計年度における支払限度額の範囲内で、設計業務、試掘工事、布設替工事の出来高検査を行う。受注者は、布設替工事精算数量確定後に出来高精算を行い、請負率を踏まえた変更設計額で変更契約を行う（表 10 参照）。

※請負率は「提出書類作成要領及び様式集」（様式 4-1）において提示した率を指す。

表 10. 各種金額算定方法

	提案時			協定締結後			
内　訳	見積額	請負率	概算額	当初設計金額 （公共設計金額）	当初 契約額	変更設計額 （公共設計金額）	変更 契約額
設計業務	A	D	A×D	G	G×D	J	J×D
試掘工事	B	E	B×E	H	H×E	K	K×E
布設替工事	C	F	C×F	I	I×F	L	L×F

８．３　契約保証金

事業契約書に基づくものとする。

第９章　対価の支払い

９．１　　費用の構成

費用の構成は表 11 に示すとおりである。

表 11. 費用の構成

契約種別	費用種別	該当する業務
設計業務	設計費	実施設計業務
試掘工事	工事費	試掘業務
布設替工事		工事業務
		設計図書及び工程の変更
		出来高精算業務（完成時含む）

※1）統括管理業務に要する費用は上表に掲げる費用に含まれるものとし、それに特化した精算等は行わない。

※2）該当する業務については、必要に応じて、現地調査、埋設物調査、測量調査、関係機関協議及び申請等、住民説明等を含むものとする。

９．２　　工事費の変更

（１）本町及び受注者は、工期内で事業契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適当になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。

（２）本町又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（業務契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の 1,000 分の 15 を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。

（３）変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき本町と受注者との間で 協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から 14　日以内に当該協議が成立しない場合には、本町は変動後工事費を定め、受注者に通知する。

（４）上記（１）の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記１）において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

（５）特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適当となったと認められる場合は、本町又は受注者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

（６）予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレー

ション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適当となった場合は、本町又は受注者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。

（７）上記（２）の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、本町と受注者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から 14 日以内に当該協議が成立しない場合には、本町は工事費を変更し受注者に通知する。

（８）上記（３）又は前項の協議の開始日については、本町が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、本町が上記（１）、（５）又は（６）の請求を行った日又は受けた日から７日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、本町に通知することができる。

（９）事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、本町と受注者が協議して対応を定めるものとする。

(10) 上記（１）から（９）に該当するもの以外は設計変更の対象としないが、工事施工途上の予期できない事象や、あらかじめ工事打合簿等の書面にて発議があった場合などは、協議により決定するものとし、調整が整わないときは本町の決定するところに従わなければならない。なお、書面によらない事項については原則として変更の対象としない。

第１０章　失格条項

１０．１　失格条件

プロポーザル参加者は、次に掲げる事由に該当した場合に失格とする。

① 参加資格等に瑕疵が認められたとき又は参加資格要件を満たしていないとき
② 提出書類に虚偽の記載があったとき
③ 提出書類が提出期限までに提出されないとき
④ 「３．２ プロポーザル参加者の参加資格要件」に該当しなくなったとき
⑤ 談合その他の不正あるいは公平性を欠く行為があったとき
⑥ 見積書と見積内訳書総額が合致しないとき（見積内訳書に値引きの記載は認めない）
⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたとき
⑧ 見積書や見積内訳書に不備があるとき又は訂正が必要なとき
⑨ 見積限度額を超える金額で見積書を提出したとき

第１１章　　その他

① 審査に係る質問や異議は一切認めない。

② 提出された書類は一切返却しないものとする。

③ プロポーザル応募・参加に要したすべての費用について本町に請求することができず、プロポーザル参加希望者、プロポーザル参加者の負担となる。